**「佐呂間高等学校卒業生修学応援補助金」制度について（支援その１）**

　　　○制度の概要

佐呂間高等学校を卒業し、翌年度又は翌々年度に学校教育法の規定に基づく大学や短大・

専門学校へ進学する場合、大学は年額５０万円、短大・専門学校は年額２５万円の修学

に関する返済不要の資金を助成します。

　　　○補助対象の学校種別

　　　　大　　学：正規の修業年限が４年～６年までの大学で通信教育、専攻科、別科及び

大学院を除く

　　　　短期大学：正規の修業年限が２年又は３年の短期大学

　　　　専門学校：正規の修業年限が１年以上４年以下の専門課程を置く専修学校

　　　○申請手続きの方法（下記の書類を揃えて教育委員会へご提出願います。）

　　　　　☆進学先入学前の手続き・・・提出期日：３月20日まで（別紙事務手続き一覧参照）

　　　　　　提出する書類・・①補助金交付申請書、②進学に関するレポート、③佐呂間高等学校

長推薦書、④卒業証明書又は見込証明書、⑤世帯の住民票、

⑥連帯保証人の印鑑証明書、⑦個人情報収集同意書

☆進学先入学後の手続き・・・提出期日：4月30日まで（別紙事務手続き一覧参照）

提出する書類・・①在学（入学）証明書、②誓約書、③請求書

☆在学中及び卒業時の手続き・・・提出期日：4月30日まで（別紙事務手続き一覧参照）

　在学中提出する書類・・①修学に関するレポート、②在学証明書、③修得単位証明書

　　※年度当初（４月）に上記書類と請求書をご提出願います。（上半期分）

卒業時提出する書類・・①卒業に関するレポート、②卒業見込証明書

　※卒業月の２か月前に上記書類をご提出願います。（３月卒業は１月末までに提出）

　　　○補助金の支払いについて

　　　　補助金の支払いは、上半期と下半期に分けて支払います。

　　　　上半期は、６月30日に年額の半額分（大学２５万円、短大・専門学校１２万５千円）

　　　　下半期は、10月31日に年額の半額分（　同　上　）※在学証明書と請求書が必要です。

　　　○修学生等に異動があった場合の手続きについて

　　　　佐呂間高等学校卒業生修学応援補助金を受けている在校期間中に休学や退学、転学、

留学、留年、住所・氏名の変更等が生じた場合は、必ず佐呂間町教育委員会への届出

が必要になります。ご不明な点がございましたら、教育委員会へご連絡ください。

　　　○修学生在学中の学習態度について

　　　　修学生が病気や療養又は学習怠惰により、修得単位状況が思わしくなかった場合は、

　　　　連帯保証人の親御様に連絡し、皆さんの健康状態や学校生活状況を調べますので、体

調に留意され、お元気で勉学に努めていただきますようにお願いいたします。